



西東京市
農産物キャラクター
「めぐみちゃん」

農業委員会だより

西東京市の風と緑～

第20号

編集・発行 西東京市農業委員会
(保谷庁舎)

住所:西東京市中町1-5-1
TEL:042-438-4044(直通)

受賞おめでとうございます。
ぐわいいます。

「第57回東京都農業会議・農業者大会」及び「平成27年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式」において、市内の農業者の皆さまが表彰を受けられました。受賞された方をご紹介します。

第55回企業的農業経営顕彰 東京都産業労働局長賞・東京都農業会議会長賞
花き部門
本橋 昭治・さよ子 様
北町五丁目

「このような賞をいただき、本当に光栄に思います。今後は、花の生産に積極的に取り組み、がんばって行きたいと思えます。」



第35回農業後継者顕彰 全国農業会議所会長賞・東京都農業会議会長賞
相田 健吾・藍 様
東町六丁目
「このような賞をいただき、誠に光栄です。今後は、梨の根圏制御栽培法に力を入れていきたいと考えています。」



第42回農業委員会等功労者表彰 農業功労者感謝状
保谷 千代松 様
住吉町二丁目
「このような賞をいただき、心から感謝しております。これからも野菜の生産を頑張っていきたいと思えます。」



平成27年度北多摩地区農業委員会連合会 優秀農業経営者表彰
蓮見 直行 様
栄町一丁目
「このような賞をいただき、誠に光栄です。今後は、小松菜の施設栽培を中心に、施設と作付の拡大、売上の向上を図っていきます。」



第65回
関東東海花の展覧会
受賞者

銀賞
濱中 昇一 様
東町四丁目
種類名:ゼラニウム



新たな農業委員会の委員の選出について

現在、国では、農業委員会の制度変更を含む「農業改革」が進められています。それに伴い、農業委員会法の改正が行われ、平成28年4月1日から施行されました。当市においても、本年、新たな農業委員会法に基づく農業委員の選出が行われます。(別表)今後、委員の選出について、市内農業者の皆様に情報提供をさせていただきます。

(別表) 西東京市における新たな農業委員の選出	
推薦方法	①現行の14地区(JA東京みらい管轄)、その他関係者からの推薦
	②農業関連団体からの推薦
	③公募(自ら応募する)
選出	「候補者評価委員会」の意見に基づき、市長が任命をする(※)
時期	9月ごろを予定 (応募条件等、詳しくは8月の市報にてお知らせいたします。)

(※)定数は、19名

都市農業振興基本法について

都市農業の安定的な継続や、都市農業の利点を活かした良好な都市環境の形成を図ることなど、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「都市農業振興基本法」が、平成27年4月16日に衆院本会議において可決されました。

基本的施策としては、「都市農業の農産物を供給する機能向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保」「都市農業の防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境保全等の機能の発揮」「農と共存する良好な市街地形成を図るための、確かな土地利用に関する計画の策定及びこれに基づく土地利用の規制その他の措置の実施のために必要な施策」「都市農業が安定的かつ確実に継続されるような、都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置」「都市農業により生産された農産物の地元における消費の促進」「農作業を体験することができる環境の整備等」「学校教育における農作業の体験の機会の充実等」「国民の理解と関心の増進」「都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進等」「調査研究の推進」「連

携協力による施策の推進(農林水産大臣と国土交通大臣との緊密な連携協力等)などが施策目標として設定されています。

基本理念等のポイントは次のとおりです。

まず、「基本理念」…①都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全。②人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存。③都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解。

次に、「国・地方公共団体の責務等」…①国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務。②都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力。③国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力④必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置。

最後に、「都市農業振興基本計画等」…①政府による、都市農業振興基本計画の策定と公表。②地方公共団体による都市農業振興基本計画を基本とした地方計画の策定と公表。

引き続き、市内農業のさらなる継続・発展に、ご理解とご協力をお願いいたします。



都市農業振興基本法に関する所見

西東京市農業委員会

会長 村田 秀夫

都市農業振興基本法において都市農地に期待されるのは、新鮮な農産物の供給に加え、環境・防災・教育などの多面的機能による公共的な役割である。都市農地を地域社会全体の共通の生活資源として、その受益者は地域社会全体である、という観点からの農地保全である。

現在、政府において、相続税納税猶予農地であっても、生産緑地法との調整をして、公共的な利用に関して貸借を可能にできるように検討している。適正に肥培管理をできない相続税納税猶予農地の活用には期待が持てる反面、戦後農地改革以降日本の農業は、自作農主義による農地制度によって守られ、発展してきた。特に現在の都市農地制度も農家による自作農主義を基本として成り立ち、一般市民の理解を得てきた制度である。この基本原則を崩し、広範囲に貸借を認めると、現在の農地制度自体が危うくなる。

この基本法において私が期待するのは、今よりも都市農家にとって有利な農地制度、税制改正につなげていくことであるが、都市農

地の公共性による貸借と、農家の自作農主義の堅持のバランスをうまくとることが重要となってくる。

市内の農業者の皆さまにご利用いただける補助事業について

市の各種補助事業についてご紹介します。

1. 安全安心農業推進事業

各種肥料等資材（たい肥・有機質肥料・フェロモントラップ剤）に係る費用の一部を市が助成します。（補助率はそれぞれ総購入額の2分の1まで。上限金額は30,000円。（認定農業者は60,000円。）また、各資材ごとに、一世帯一年間で一度ずつの申請となります。）

2. 西東京市産農産物等活用推進事業

市内産農産物の普及と、消費者に都市農業への関心と理解を深めてもらうことを目的として、市内で生産された農産物等を販売する際に用いる資材（市農産物キャラクタームぐみちゃんを表示したものの）に係る費用の一部を市が助成します。（補助率は総購入額の3分の2まで。上限金額は20,000円。（認定農業者は40,000円。）また、一世帯一年間で一度までの申請となります。）

3. 認定農業者経営改善支援事業

平成27年度、認定農業者の経営

改善計画の推進に必要な経費の一部を補助することによる、持続的かつ安定的な農業経営の確立を目的とし、認定農業者経営改善支援補助制度を新設しました。

認定農業者が経営改善計画に定めた事業目標を達成するために必要な農業用機械（トラクター、耕運機）などの購入に要する経費及び施設（ビニールハウス、防鳥ネット）などの整備に要する経費に係る費用の一部を市が助成します。（補助率は総購入額の2分の1まで。上限金額は200,000円。）

受付は、7月中旬から8月中旬までを予定しております。

詳しくは市産業振興課までお問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

農業体験農園に関する補助について

農業体験農園の開設にあたってご利用いただける補助についてご紹介いたします。

農業体験農園の開設に係る費用の一部を市が助成します。（補助率は総額の2分の1。上限金額は200万円。）

詳しくは市産業振興課までお問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

農業委員会での取り扱う手続きについて

農地については、農地法等の規定に基づく各種の手続きが必要となります。

現在、農業委員会で取り扱っている手続きについてご案内いたします。

1. 農地法に関する各種手続き

農業委員会に申請していただく必要がある各種手続きについてご案内します。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出

「相続等で、農地を取得した場合に提出が必要になる届出です。

②農地法第4条第1項第7号の規定による届出

農地の所有者が、自身で所有をしたまま農地転用を行う場合に必要になる届出です。

③農地法第5条第1項第6号の規定による届出

「所有権の移転」等を伴った農地転用を行う場合に必要になる届出です。

④必要書類

所定の届出書、農地の全部事項証明書（写し可）、農地の案内図（写し可）、公図（写し可）、委任状（代理人による手続きの場合）等

◎その他必要な書類等の詳細に

ついては、農業委員会事務局までお問い合わせいただくか、市のHPをご覧ください。

2. 相続税の納税猶予と生産緑地に関する各種手続き

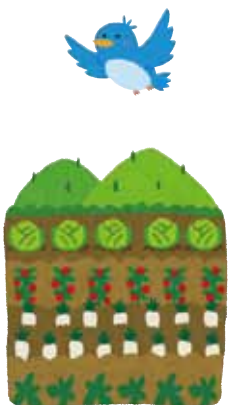
農業委員会で発行する書類が「添付書類」として必要になる手続きについて、ご案内いたします。

①相続税の納税猶予に関する適格者証明

農地等を相続及び遺贈により取得した人が、相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に必要となる証明です。納税猶予の特例適用手続きの窓口は、国税庁となります。詳しくは、西東京市を管轄する東村山税務署へお問い合わせください。

②生産緑地に係る農業の主たる従事者証明

生産緑地法第10条の規定により、市長に対して生産緑地の買取り申し出を行う場合に必要となる証明です。買取り申し出手続きの窓口は、都市整備部都市計画課となります。詳しくは、都市計画課へお問い合わせください。



新しいのぼり旗について



「新しいのぼり旗を作りました！ご自宅の直売所にいかがですか？」

平成27年度「地方創生先行事業」の一環として、カラー化した市の農産物キャラクターの「めぐみちゃん」をデザインした、新しいのぼり旗を作成しました。

ご希望の方は、保谷庁舎3階の産業振興課までお越しください。

なお、こののぼり旗は、自宅で農産物の直売所を運営されている農業者の方向けのものとなっております。一般の方には配布ができませんので、ご了承ください。



めぐみちゃんメニュー事業について

市では、市内産農産物を使用した飲食物（加工品・土産物などを含む。）を飲食店などの協力を得てメニュー化し、消費者などへ提供することにより農業振興を図るとともに、地域経済の活性化を促進することを目的とした「めぐみちゃんメニュー事業」を平成25年度より実施しています。昨年度まで、多くの市内農業者及び商工業者のみなさまからご協力をいただき、平成28年3月末時点で163メニューを「めぐみちゃんメニュー」として認定しています。

今年度についても、これまでと同様、「市民と農業者の交流」を意識した各種イベントを実施していく予定です。「めぐみちゃんメニュー事業」で市内の農業を盛り上げていけるよう、農業者の皆さまのご協力を何卒よろしくお願いいたします。



昨年度実施したイベント(西東京マルシェ)の様子

ファームカーを活用してみませんか？

平成25年度に市内農業を普及啓発することを目的として整備した「ファームカー」は、市主催の農業イベントや、市内生産団体の皆さまが実施する即売会等で活躍しています。今後も、市の農業をPRするために、幅広く活用してまいります。即売会などを行う生産団体の皆様、及び、2戸以上の市内農業者で、共同で販売を行いたい方がいらっしゃいましたら、お気軽にお問い合わせください。

市外でのイベントなどでも、活用いただけます。



昨年参加したイベント(東京都農業祭)の様子

編集後記

農業委員会だより第20号はいかがでしたでしょうか。草木の萌ゆる季節となりましたが、これを過ぎるといよいよ暑い季節がやってきます。今年の夏は猛暑との予報がありますので、どうかお身体にはお気を付けてください。

これからも地域の農業者の皆さまの役に立つ情報の提供に努めてまいりますので、引き続きご愛読をよろしくお願いたします。

編集部会一同